

答 申 書

第1 松山市文書法制審議会の結論

処分庁が令和7年6月10日にした令和7年度市民税・県民税・森林環境税税額決定処分に対する審査請求を棄却するとの審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要及び経緯

- 1 審査請求人の令和6年の所得は、給与所得が○円、上場株式配当所得が○円で、合計所得金額は○円であった。
- 2 処分庁は、令和7年6月10日、上記1の所得金額等に基づき、令和7年度の個人住民税及び国税である森林環境税として、審査請求人に対し、市民税所得割○円、市民税均等割○円、県民税所得割○円、県民税均等割○円（愛媛県森林環境税○円を含む。）及び国税である森林環境税○円の合計年税額○円を賦課する決定をし（以下「本件処分」という。）、同日付け令和7年度市民税・県民税・森林環境税税額決定納税通知書により審査請求人にその旨を通知した。
- 3 令和6年度分（一部、令和7年度分）の個人住民税において、納税者及び配偶者を含む扶養家族1人につき1万円の定額減税が実施されたが、令和6年度分の審査請求人の個人住民税について配偶者分の定額減税はなく、令和7年度分の本件処分においても審査請求人の個人住民税について配偶者分の定額減税はなかった。
- 4 審査請求人は、令和7年7月15日、本件処分を取り消して、配偶者分の定額減税（1万円）を実施するよう求めて本件審査請求を行った。
- 5 令和7年7月30日、審査庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定に基づき、同法が定める審理手続を行う者（以下「審理員」という。）を指名した。
- 6 令和7年10月23日、審理員は、行政不服審査法第42条第2項の規定に基づき、本件審査請求に対して審査庁がすべき裁決に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を審査庁に提出した。
- 7 令和7年10月23日、審査庁は行政不服審査法第43条第1項の規

定により本件審査請求を松山市文書法制審議会条例（平成28年松山市条例第7号）に基づく松山市文書法制審議会に諮問し、同審議会の行政不服審査分科会は同条例第6条第1項第2号の規定によりこれを調査審議することとした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 令和6年の市民税等で審査請求人の配偶者分の定額減税がなされなかつたので、処分庁に確認したところ、審査請求人の配偶者は同一生計配偶者に該当するため、令和7年に定額減税される旨の返答があった。処分庁の説明では、このような措置がとられるのは配偶者情報を把握できなかっためとのことであったが、審査請求人は令和5年の確定申告を行っており、配偶者が定額減税対象者であることは処分庁で把握可能な状態にあったので、処分庁は令和6年に配偶者分の定額減税を行うことが可能であった。
- (2) 令和7年の市民税等でも審査請求人の配偶者分の定額減税がなされなかつたので、処分庁に確認したところ、令和6年の収入では審査請求人の配偶者が控除対象配偶者に該当するため、定額減税対象者にならないとの返答であった。しかし、そもそも同一生計配偶者についての情報を確認するための令和7年実施の経過措置であることから、前年に同一生計配偶者であれば、当年に控除対象配偶者であっても情報確認ができた時点で定額減税対象者として取り扱うべきである。
- (3) 処分庁に対しては、総務省の示す通り一遍の作業手順を踏襲するのではなく、定額減税の趣旨に則った対応をお願いする。
- (4) 本件処分は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）に基づく個人住民税の定額減税の規定に反しており、定額減税の実施が必要である。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人の令和6年の合計所得金額は〇万〇円であり、1,000万円以下である。同年の審査請求人の配偶者の所得は〇円であるから、令和7年度分の個人住民税の関係で、審査請求人の配偶者は、控除対

象配偶者に該当する。令和 7 年度分の個人住民税の定額減税は控除対象配偶者には適用されないから、審査請求人に定額減税をしていない。

(2) 審査請求人の令和 5 年の合計所得金額は○円であり、1,000 万円を超えている。同年の審査請求人の配偶者の所得は○円であるから、令和 6 年度分の個人住民税の関係で、審査請求人の配偶者は、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に該当する。

定額減税の対象者の判定や税額の算定は、それぞれの年度ごとに判断するため、審査請求人のいうように確定申告により令和 5 年末時点の情報を捕捉でき、令和 6 年度に同一生計配偶者であることが確認できたとしても、令和 6 年度に定額減税をすることはできず、また、その分を繰り越して令和 7 年度に減税するということもできない。

(3) 審査請求人のケースを、令和 7 年 7 月 9 日に総務省自治税務局に照会したところ、令和 6 年度、令和 7 年度ともに定額減税の対象にならないとの回答を得ている。

(4) 以上のとおり、本件処分は法令に基づき適正に行われ何ら違法又は不当な点はない。

第 4 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求を棄却するのが相当である。

2 理由

(1) 審査請求人の配偶者の合計所得金額は、令和 5 年、令和 6 年のいずれについても 48 万円以下であったこと、審査請求人の合計所得金額が令和 5 年に 1,000 万円を超えていた一方で、令和 6 年には 1,000 万円以下であったことについて審査関係人に争いはなく、第 7 の 2 (1)、(2) で後述するとおり、審査請求人の配偶者は、令和 6 年度分の個人住民税の関係では控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に該当するが、令和 7 年度分の個人住民税の関係では、控除対象配偶者に該当する。

したがって、審査請求人は令和 6 年度分、令和 7 年度分のいずれについても、個人住民税について配偶者分の定額減税の適用を受けるこ

とができない。

- (2) 審査請求人は、本件処分が法の規定に基づく個人住民税の定額減税の規定に反し定額減税がなされる必要があると主張しているが、配偶者分の定額減税が令和6年度分、令和7年度分のいずれについてもなされなかったのは、上記(1)のとおり法令の定めによるものであり、本件処分において配偶者分の定額減税がなされなかったことは法に基づく定額減税の規定に反していない。
- (3) 審査請求人は、令和5年の所得の確定申告を行っており、配偶者が定額減税対象者であることを処分庁で把握可能な状態にあったので、処分庁は令和6年度分で配偶者分の定額減税を行うことが可能であった、また、同一生計配偶者についての情報を確認するための令和7年実施の経過措置であることから、前年に同一生計配偶者であれば、当年に控除対象配偶者であっても情報確認ができた時点で定額減税対象者として取り扱うべきである等と主張して、処分庁に対し定額減税の趣旨に則った対応をするよう求めている。

しかしながら、令和6年度分の個人住民税で控除対象配偶者以外の同一生計配偶者について定額減税を行う法令上の根拠や、令和6年度分の個人住民税の関係で同一生計配偶者であれば、令和7年度分の個人住民税の関係で控除対象配偶者であっても定額減税対象者として取り扱う法令上の根拠はなく、処分庁において審査請求人の求めるような対応を採る余地はない。

なお、控除対象配偶者に対する定額減税と控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に対する定額減税が異なる年度に行われることになったことにより、令和6年度分と令和7年度分の2年間とも定額減税の適用を受けられる場合や、逆に、審査請求人のように2年間とも定額減税の適用を受けられない場合が生じ得ることは、あらかじめ想定されていたことである。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分を取り消す理由はない。

よって、前記 1 の意見のとおり本件審査請求を棄却するのが相当である。

第 5 審理員意見書を踏まえた審査庁の判断

審理員意見書のとおり本件審査請求を棄却すべきである。

第 6 審議の経過

年 月 日	経 過
令和 7 年 10 月 23 日	諮詢書の受理
令和 7 年 12 月 5 日	第 1 回審議
令和 8 年 1 月 19 日	第 2 回審議

第 7 当審議会の判断

1 争点

前記第 3 の審理関係人の主張の要旨によれば、本件審査請求での争点は、審査請求人の令和 7 年度分の個人住民税において、配偶者分の定額減税がなされなかったことに違法又は不当な点が認められるかどうかである。

2 争点についての判断

(1) 関連する法令等の定め

ア 法の定める定額減税

法は、令和 6 年度分の個人住民税について、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下である所得割の納税義務者の所得割の額から 1 万円（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該控除対象配偶者等 1 人につき、1 万円を加算した金額）を控除するとしている（法附則第 5 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項）。

また、法は、令和 7 年度分の個人住民税について、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下である所得割の納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び法施行地に住所を有しない者を除く。）を有する者に限る。）の所得割の額から 1 万円を控除するとしている（法附則第 5 条の 1 2）。

なお、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税を令和 7 年度にすることとしたのは、令和 5 年末時点の控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の情報は、納税義務者からの申告がない限り捕捉で

きないため、令和 6 年度分の個人住民税において全ての対象者を把握し定額減税を行うことが実務上困難であるからである（乙 2 号証 Q 2 - 3 - 2）。

イ 「同一生計配偶者」とは、納税義務者の配偶者で、その納税義務者と生計を一にするもののうち、前年の合計所得金額が 48 万円以下である者とされている（法第 23 条第 1 項第 7 号、第 292 条第 1 項第 7 号）。

ウ 「控除対象配偶者」とは、同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が 1,000 万円以下である納税義務者の配偶者とされている（法第 23 条第 1 項第 8 号、第 292 条第 1 項第 8 号）。

エ 「合計所得金額」とは、純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得、上場株式等に係る配当所得、土地等に係る事業所得等、長期譲渡所得、短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得、上場株式等に係る譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等、山林所得及び退職所得の合計金額とされている（法第 23 条第 1 項第 13 号、第 292 条第 1 項第 13 号、附則第 33 条の 2 第 3 項第 1 号、同条第 7 項第 1 号ほか）。

（2）定額減税の適用

審査請求人の令和 7 年度課税に係る合計所得金額は〇円であり、1,000 万円以下である。同年度の課税に係る審査請求人の配偶者の所得は〇円であるから、同年度分の個人住民税の関係で、審査請求人の配偶者は、控除対象配偶者に該当する。

令和 7 年度分の個人住民税の定額減税は、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する納税義務者に適用されるのであるから、審査請求人に定額減税は適用されない。

また、審査請求人の令和 6 年度課税に係る合計所得金額は〇円であり 1,000 万円を超えている。同年度の課税に係る審査請求人の配偶者の所得は〇円であるから、同年度分の個人住民税の関係で、審査請求人の配偶者は、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に該当する。

令和 6 年度分の個人住民税の配偶者に係る定額減税は、控除対象配偶

者を有する場合に適用され加算されるのであるから、審査請求人の配偶者に係る定額減税の加算はない。

(3) 審査請求人の主張

審査請求人は、令和5年の確定申告を行っており、配偶者が定額減税対象者であることを処分庁で把握可能な状態にあったので、令和6年度分で配偶者分の定額減税を行うことが可能であった、また、前年に同一生計配偶者であれば、当年に控除対象配偶者であっても情報確認ができた時点で定額減税対象者として取り扱うべきであるなどと主張するが、令和6年度分の個人住民税で控除対象配偶者以外の同一生計配偶者について定額減税を行う法令上の根拠や、令和6年度分の個人住民税の関係で同一生計配偶者であれば、令和7年度分の個人住民税の関係で控除対象配偶者であっても定額減税対象者として取り扱う法令上の根拠はない。

なお、審査請求人のように2年間とも配偶者に係る定額減税の適用を受けられない場合や2年間とも配偶者に係る定額減税の適用を受けられる場合が生じ得ることは、あらかじめ想定されており（乙2号証Q2-3-3）、法の規定に反するものではない。

(4) 以上のとおりであるから、本件処分において配偶者分の定額減税がなされなかったことに違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分を取り消す理由はない。

3 審理員による審理手続

本件審査請求での審理員の審理手続は、適正に行われたものと認められる。

4 結論

以上のことから、当審議会は、本件審査請求を棄却するとの審査庁の判断は妥当であると判断し、第1の松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

令和 8 年 1 月 19 日

松山市文書法制審議会行政不服審査分科会

委 員 倉 澤 生 雄

同 宮 部 高 至

同 加 藤 祐 子